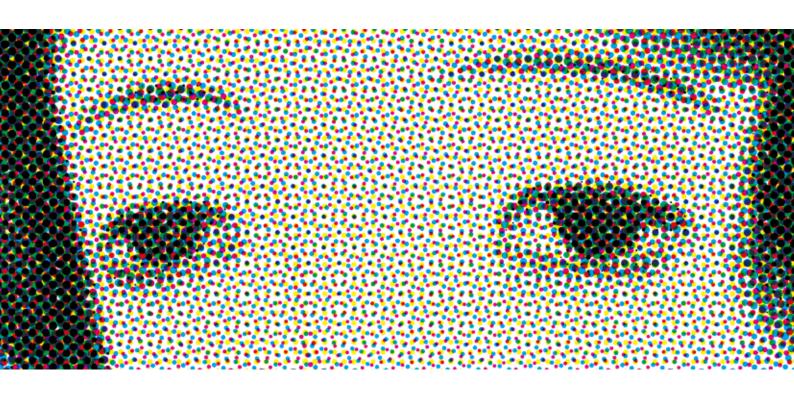
ニッセイ基礎研REPORT | January 2020 | vol.274



Inside

- 02 より強力となる財政・金融政策 櫨 浩一
- 03 男性の育休取得について考える ◎ 久我 尚子
- 04 リブラが誘発する『デジタル人民元』の開発 ◎ 矢嶋 康次 | 鈴木 智也
- 06 2019~2021年度経済見通し 斎藤 太郎
- 08 インボイス方式導入による益税の抑制 ◎ 清水 仁志
- 11 米中部分合意を受けた為替相場の行方は? ◎ 上野 剛志



より強力となる財政・金融政策

薬に依存する先進国経済



専務理事 エグゼクティブ・フェロー 櫨 浩一 haji@nli-research.co.jp



東京大学理学部卒。同大学大学院理学系研究科修士課程修了。 81年経済企画庁(現内閣府)入庁 92年ニッセイ基礎研究所、12年より現職 主な著書に『日本経済の呪縛一日本を惑わす金融資産という幻想』。

1 ―― 強力となった金融緩和政策

日本では1990年代に入ってバブル崩 壊が起こった後、金融政策は緩和方向と なったが、昔から行われていた政策金利 の引き下げだけでは効果が不十分だった。 このため、かつては禁じ手とされてい たり、不可能だと考えられたりしていた、 ゼロ金利、量的緩和政策、マイナス金利や 長期金利のコントロールといった強力な 金融緩和政策が次々と採用されてきた。他 の先進諸国でも状況は同様となってお り、2008年に起こったリーマンショック や、その後の欧州債務危機では、米国や欧 州でもゼロ金利、量的金融緩和やマイナス 金利といった非伝統的金融政策が活用さ れるなど、金融緩和政策は非常に強力な ものとなっている。

日本や欧州が強力な金融緩和政策を続 ける中で、米国は2015年末から利上げを 始めて金融政策の正常化に向かって動き 出していた。しかし、2019年に入ると利上 げは停止され、さらに再び利下げに転じて いる。欧州中央銀行(ECB)も、9月に「包括 的緩和パッケージ」をまとめたなど、むし ろ欧米諸国の金融緩和政策は強化される 方向に向かっている。経済学者は次の景 気後退に対して、現在よりもさらに強力な 緩和政策として、どのような手段が可能か を議論し始めている。

2----強い薬なしに安定しない 先進国経済

日本だけでなく先進諸国は、既に金融は 強い緩和状態で、追加的な緩和余地が縮小 している上に、その景気刺激効果は小さく なっていると考えられている。このため、さら なる景気刺激のためには財政政策を活用す べきだという方向に議論が進みつつある。と りわけ、欧州ではドイツやオランダなどは財 政状況が比較的良好なので、財政支出を拡 大する余地が大きいと指摘されている。

こうした一部の国々を除けば、先進諸 国では政府債務の名目GDP比は1990年 頃に比べて大きく上昇しており、とても財 政状況は良いとは言えない。しかし、財政 赤字を縮小しようとすると経済に影響を 与えてしまうため、財政収支の改善には手 が付けられず、多くの国で政府債務の名目 GDP比は上昇が続いている。

米中摩擦のあおりを受けて輸出が低 迷し、消費税率引上げによる変動もある ため、日本経済は好調とは言えない状況 だ。しかし、それでも失業率は2%台前半 で推移しており、1990年代末の緊迫した 雰囲気とは程遠い状態だ。米国経済も、11 月に入ってNYダウ平均株価が史上最高値 を更新し続けており、失業率も3%台半ば と、米国としては歴史的な低水準となって いて、2008年当時のような危機的状況に あるわけではない。しかし先進諸国経済 はこのように「危機的」とは言えない状態 となっているにもかかわらず、20世紀には 考えられなかったほどの非常に強力な財 政・金融政策による景気刺激を縮小する ことすらできない状況となっている。

3 ――― 答えるべき問題

日本がバブル崩壊後に経済の低迷を続 けていた時期に、欧米の経済学者は、度重 なる政策の失敗が原因だとしていた。しか し、今や先進国経済全体が日本経済と似 たような症状を呈するようになった。他国 と比較して日本特有の問題が指摘される ことが多いが、実は先進諸国全体に共通す る問題が存在するのではないだろうか。

1970年代には不況下でも物価の上昇が 止まらないスタグフレーションという問題 に直面し、財政・金融政策を使えば経済 を思うようにコントロールできるという考 え方は放棄された。しかし、次に経済が不 振に陥ったときにどうするかという対症療 法の手段ばかりを議論している現状は、財 政・金融政策を駆使して経済を安定化さ せようとしていた昔から、あまり進歩して いないように見える。

1930年代の大恐慌の原因は金融政策 の失敗にあるという理解が広がって、いつ しか忘れ去られてしまったが、当初は大恐 慌は資本主義の様々な問題が噴出したも のと受け止められていた。資本主義の欠陥 を補う目的で様々な制度が作られたのだ が、こうした制度は1980年頃以降縮小傾 向にあり、先進国経済の体質を大きく変え てしまった可能性がある。

今経済学が答えるべき真の問題は、な ぜ先進国経済は大幅な財政赤字やマイナ ス金利のように著しく強い薬がなくては 安定を維持できなくなってしまったのかと いうことではないだろうか。

男性の育休取得について考える

月単位の育休で人事評価にも影響? 「生産性 |という評価軸の必要性



生活研究部 主任研究員 久我 尚子 kuga@nli-research.co.jp

くが・なおこ 01年早稲田大学大学院理工学研究科修士課程修了(工学修士)。 同年株式会社NTTドコモ入社。 07年独立行政法人日本学術振興会特別研究員(統計科学)。 10年ニッセイ基礎研究所、16年7月より現職。

—— 公務員男性**、** 月単位の育休取得へ

政府は2020年度から国家公務員の男 性職員に対して、原則1ヶ月以上の育児休 業の取得を促す方針を打ち出した。男性 の「月単位」の育休が広がることで、人事評 価制度の一部が見直されるのではないか と注目している。

現在のところ、男性の育休の大半は1 週間程度で、評価に影響の無い範囲が多 い。月単位の育休を取得する男性もあらわ れ始めているが、復帰後は左遷されてしま うこともあるようだ。

「女性の活躍推進|政策の後押しもあ り、女性も男性も育休を取得できるように はなってきた。しかし、相変わらず労働時間 の長さが評価につながりやすい企業が多 く、復帰後のキャリア形成については「あく まで自己責任で」という印象が否めない。

── 「生産性」という評価軸を

経営側から見れば、ブランク無く業務 に邁進する社員は戦力として期待しやす い。また、労働時間を確保できて「量」をこ なせることは重要であり、時間をかけれ ば「質」を上げられることもある。

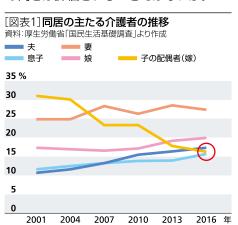
一方で、これからは「生産性」という評 価軸も必要ではないか。例えば、同程度 の「量 | かつ「質 | のタスクについて、生産性 の低い社員は残業が必要でも、生産性の 高い社員は残業が必要なければ、後者に は残業代というコストがかからない。それ は評価に値するのではないか。

また、裁量労働制など、残業代という概

念のない雇用制度であっても、急速にAI化 が進展する中、「生産性」の概念無しには、グ ローバル化の進む企業間の競争には勝て ないだろう。「量|や「質|を時間で補えば良 いという旧来型の働き方を卒業する時だ。

「生産性」評価は、仕事と育児の両立を 図る女性だけでなく、男性にも、また、介護 との両立でも必要な観点だ。

今、介護の状況は様変わりしている。 2000年代初頭は、同居の主たる介護 者の首位は「嫁」であったが、今では「息 子」が「嫁」を上回る[図表1]。育児との両立 は無縁でも、親の介護との両立をしなくて はならない男性が増えている。ここで例え ば、介護との両立のために短時間勤務をし ている男性が、卓越したマネジメント能力 を有し、1日に数時間でも指揮を取れば組 織の好業績を導ける場合、その「生産性」 の高さは評価されるべきではないか。



3-– 大卒女性の生涯所得は2億円

夫が育休を取得すると世帯収入が減っ てしまう家庭は多い。しかし、夫が育休を 取ることで生涯所得は大きく増える可能 性がある。

夫が家事・育児に協力的であるほど、妻

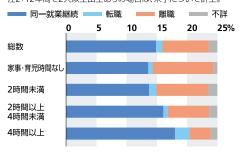
は仕事を続けている[図表2]。妻の復職時 に夫が育休を取ることで、妻のスムーズな 復職を促せるだろう。

大学卒女性の生涯所得は、2人出産 し、育休を各1年間、時間短縮勤務を下の 子が小学校入学前まで利用したとして も、平均2億円を超える。一方、出産退職 し、子育てが落ち着いた後にパートで再就 職すると約6千万円だ。

たとえ夫の育休期間中は世帯年収が 減ったとしても、妻が働き続けられるので あれば、世帯の生涯所得は遥かに増える。

[図表2]夫の平日の家事・育児時間別に見た 妻の出産前後の就業継続状況

資料:厚生労働省「第13回21世紀成年者縦断調査(2014年)」 注1:集計対象は ①第1回~第13回調査まで回答した夫婦 または②第1回調査時に独身で第12回調査までの間に結婚し、 結婚後第13回調査まで回答した夫婦に該当し、 かつ③妻が出産前に仕事ありで、かつ、「女性票」の対象者で、 この12年間に子どもが生まれた夫婦に該当する同居夫婦。 注2:12年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上。



ただし、家庭の様々な事情によって は、目先の世帯収入を優先せざるを得ない こともある。本来は育休の取得や、その期 間は自由に選択できるべきだ。

一方で、多様な人材が活躍できる環境整 備に向けては、旧来型の慣習や制度を見 直す必要がある。そのためには、やはり、こ れまでマジョリティーであった男性の働き 方を大きく変えることが効果的だ。「働き 方改革 | 過渡期の現在では、個別の事情に 配慮しながらも、まずは大きく舵を切るこ とが求められる。

リブラが誘発する『デジタル人民元』の開発

背景にある米中覇権争い

経済研究部 チーフエコノミスト 矢嶋 康次 yyajima@nli-research.co.jp 総合政策研究部 研究員 給木 智也 tsuzuki@nli-research.co.jp

1----- はじめに

ここ最近、中国人民銀行の関係者から 『デジタル人民元』に関する情報の発信が 相次いでいる。今年8月には、人民銀行高 官が「(デジタル人民元の)発行準備は、ほ ぼ整っている」と発言し、世界のデジタル 通貨研究の関係者に驚きを与えた。

中国で開発の進むデジタル人民元は、中 央銀行が発行するデジタル通貨"CBDC: Central Bank Digital Currency の1つ である。これまでCBDCの実用化に向けた 研究は、スウェーデンやウルグアイなどの 小国が先行してきたが、中国もそのトップ 争いに加わった格好だ。

ここに来て、中国がデジタル人民元の発 行に本腰を入れる背景には『リブラ』があ る。過去にビットコインを通じた資本流出を 経験した中国は、リブラへの警戒を強めて いる。また、収束する兆しの見えない『米中 対立』も開発を急ぐ要因だ。ドルからの脱却 は、米国と対峙するための手段でもある。

2 ―― 『リブラ』とは

リブラは、フェイスブック社が開発を進 める暗号資産である。最大の特徴は、ドル や円などの安全資産を裏づけに持つこと で価格の「安定性」を高め「信用力」の向上 を図っていること。実際にリブラが発行さ れれば、フェイスブックのユーザー約30億 人の利用が見込まれるため、規模の面でも 既存の暗号資産を圧倒すると見られる。

リブラの運営は、独立した非営利団体 の「リブラ協会」が担う。個人や企業などの 一般利用者は、再販業者を通じてドルや円 などの法定通貨をリブラと交換し、交換さ れた法定通貨は、主要国の国債や通貨に分 散投資されて、安定的に運用される[図表1]。

リブラを巡っては、各国金融当局が自国 通貨への影響を警戒し、厳しい姿勢を示 している。2019年6月にリブラ計画が発 表されると、米国議会はフェイスブック社 のリブラ開発責任者や最高経営責任者を 相次いで招致し、リブラに対する懸念を示

して見せた。また10月には、G20から「グ ローバル·ステーブルコインに関するG20 プレスリリース」が公表され、暗号資産に 一定の便益があることは認めつつも、潜 在的にシステミック・リスクの原因となる 可能性があると指摘している。

各国の金融当局が挙げる懸念は、主にリ ブラに対する 「規制監督の在り方」 「ガバナ ンスの健全性」「金融システムへの影響」の 3つ。フェイスブック社は当初、リブラの開 発時期を2020年上期としていたが、各方 面からの反発を受けて目標を事実上撤回 している。

– デジタル人民元の狙い

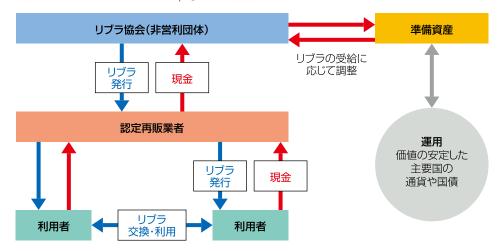
1 リブラへの対抗

リブラへの風当たりが強まる一方で、中 国はデジタル人民元の発行を加速させて いる。その背景には、リブラが中国にとっ て脅威になるとの強い危機感がある。

第1に、リブラの準備資産構成の中に 中国の人民元が含まれていないことが 挙げられる。ドイツ連邦議会のFabio De Masi氏の要請でフェイスブック社が明ら かにしたところによると、リブラの準備資 産構成は、米ドル50%、ユーロ18%、円 14%、ポンド11%、シンガポールドル7% になるという[図表2]。中国では、フェイ スブックの利用が制限されていることか ら、人民元が含まれないことは事前に予想 されていた。しかし、世界人口の約3割に 相当するフェイスブックの経済圏から排除 されることは、人民元の国際化を目指す 中国にとっては痛手となる。

[図表1]リブラの仕組み

資料:The Libra Association [libra White Paper]をもとに筆者作成





92年日本生命保険相互会社入社。 95年 セイ基礎研究所。17年より現職。 『非伝統的金融政策の経済分析』(共著)で第54回エコノミスト賞受賞。



11年日本生命保険相互会社入社。 18年ニッセイ基礎研究所 日本証券アナリスト協会検定会員。

[図表2]通貨別構成割合

注:BISの報告書では、全体の取引高に占める割合の合計は200%となるが、ここでは便宜的に「2」で除した割合を表示。 資料: BIS「Triennial Central Bank Survey of foreign exchange and OTC derivatives markets in 2016」、SWIFT「RMB Tracker (2019年9月)」、ロイター(2019年9月21日)より筆者作成



第2に、中国が依然として、資本流出に 対する脆弱性を有していることが挙げら れる。中国は、資本流出に歯止めを掛ける ため、オフショア市場の設置や銀行・不 動産に対する規制強化などの様々な策を 講じているが、デジタル金融に関して見る と、海外の仮想プライベートネットワーク (VPN)や相対取引(OTC)を用いた違法な 仮想通貨取引が行われるなど、対応に苦慮 しているのが実態だ。そこに、取引規模に 加えて価値の安定性や換金性などにも優 れたリブラが誕生すれば、抜け穴を通じた 資金流出は、さらに加速しかねない。デジ タル人民元を早期に発行してリブラに先 手を打つことは、そうしたリスクに対処す るためにも必要となる。

2 | 米国への対抗

また、中国は少し長い時間軸の中で、別 のことを考えている可能性もある。

第1に、デジタルの世界では、サービスの 導入で先行した者が、ネットワーク効果に 乗じて大きな市場シェアを獲得する「先駆 者利益 というものがある。デジタル人民 元が、デジタルの世界で先行することがで きれば、巨大な流通圏を構築することも可 能となる。現在中国は、アジアから欧州・ アフリカまでを結ぶ大経済圏構想「一帯 一路(One Belt One Road) |を主導して いる。この構想と結びつけることができれ ば、デジタル人民元の流通圏構築も、より 早く進むだろう。

さらに、CBDCには、脱税や汚職、不 法取引などを削減する効果も見込まれ る。CBDCの普及で取引の透明性が高ま れば、中国の金融システムに対する信頼 性も向上していく。その結果、既に世界第 2位の経済規模と軍事力を有する中国に は、デジタル人民元を基軸通貨とするため の要件が揃っていくことになる。人民元に は、依然として資本流出リスクがあること から、クロスボーダー取引の仕組み構築に は高いハードルが残る。しかし、仮にそれ がクリアされた場合には、ドルを中心とす る既存の国際通貨体制にも影響が及ぶか もしれない。

また、中国は現在、米国との間に覇権を 巡る争いを抱えている。貿易分野から始 まったこの争いは、技術・投資などの分野 にも飛び火し、通貨を媒介とする金融分野 にも及びつつある。そのような情勢のも と、米ドル決済に依存する中国の現状のま

までは、米国の金融制裁に苦しめられるイ ランの例を見るまでもなく、いざというと き中国にとって大きなリスクとなる。デジ タル人民元の発行は、米国の金融制裁に 対する中国の対抗手段と見ることも可能 だろう。

第2に、CBDCは共産主義体制との相 性が非常に良い。金融インフラが整って いない中国では、アリペイ(アリババ)や ウィーチャットペイ (テンセント) など民 間主導のデジタル決済が急速に普及して おり、CBDCが市民に受入れられる土壌 は整っていると言える。中国でデジタル人 民元が普及すれば、中央銀行に膨大な個 人情報が集約されて、国家は個人をより 効率的に管理することが可能となる。中 国は、国家が経済を主導する「国家資本 主義 |の国でもあり、集約されたデータは 共産党主導の国の経済運営にも活用さ れ、党の指導力を高めることにもつながっ ていく。経済力は覇権に欠かせない要素 であり、デジタル人民元の普及は経済面か ら米国を追い上げる力となるだろう。

4----- まとめ

デジタル通貨の登場は、世界のあり様 を変える大きな可能性を秘めている。実際 にデジタル人民元の発行が近づけば、従 来の貿易・技術・安全保障の分野に加え て、金融面での覇権争いも激しいものとな らざるを得ないだろう。今後のデジタル通 貨の動向には、金融システムに与える影響 だけでなく、国際力学の面からも大きな注 目が集まると予想される。

2019~2021年度経済見通し



経済研究部 経済調査部長 斎藤 太郎 tsaito@nli-research.co.jp

さいとう・たろう 92年日本生命保険相互会社入社。 96年ニッセイ基礎研究所、19年より現職 12年から神奈川大学非常勤講師(日本経済論)を兼務。 優秀フォーキャスターに7回選出。

1 ―― 駆け込み需要は前回の4割程度

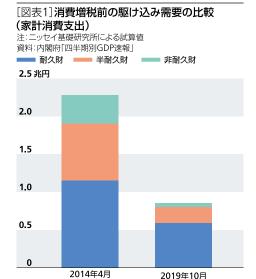
2019年7-9月期の実質GDPは、消費税 率引上げ前の駆け込み需要を主因として 民間消費が前期比0.5%の増加、高水準 の企業収益を背景に設備投資が前期比 1.8%の高い伸びとなったことなどから 0.4% (前期比年率1.8%)と4四半期連 続のプラス成長となった。

前回と今回の消費増税前の駆け込み 需要の大きさを簡便的な方法で試算し た。具体的には実質家計消費支出(耐久 財、半耐久財、非耐久財)について、消費税 率引き上げの半年前までのデータをもと にHPフィルターという統計的手法を用い てトレンドを抽出し、それを上回る部分を 駆け込み需要とした。

このようにして求めた今回の駆け込 み需要は、家計消費支出全体で0.9兆 円(2019年4-6月期、7-9月期の合計)と なった。形態別では耐久財が0.6兆円、半 耐久財が0.2兆円、非耐久財が0.1兆円 だった[図表1]。前回の消費増税前は家計 消費支出全体で2.3兆円、耐久財が1.2兆 円、半耐久財が0.8兆円、非耐久財が0.4 兆円であった。今回の駆け込み需要の大 きさは前回の4割程度だったとみられる。

なお、2019年7-9月期の民間消費の伸 びは前回の消費増税前(2014年1-3月期 の前期比2.0%)を大きく下回った。これ は、駆け込み需要が小さかったことも一 因だが、もともとの消費の基調が弱いこと も影響している。HPフィルターを用いて 抽出した消費のトレンドを比較すると、前 回の消費増税前は前期比年率1.1%の ペースで上昇していたのに対し、今回は同

0.4%の伸びにとどまっている[図表2]。



[図表2]実質家計消費支出の推移

注:トレンドは消費税率引き上げ半年前までのデータから HPフィルターを用いて算出 >内は消費増税3四半期前のトレンド(前期比年率)

資料:内閣府「四半期別GDP速報」



2 ―― 低迷が続く個人消費

駆け込み需要が小さかったため、消費 増税後の反動減も前回増税後より小さく なるだろう。ただし、駆け込み需要とその 反動は需要の発生時期がずれるだけで、 一定期間を均してみれば影響はニュート

ラルだ。長期にわたって個人消費などの経 済活動に影響を及ぼすのは物価上昇に伴 う実質所得低下のほうである。前回の消 費税率引き上げ後の個人消費は反動減が 一巡した後も低迷が続いたが、これは消 費税率引き上げによって急速に落ち込ん だ実質所得の水準がなかなか元に戻らな かったことが主因と考えられる。

2014年度は3%の消費税率引き上げ によって消費者物価上昇率が2%ポイン ト程度上昇し、実質所得が大きく押し下げ られた。今回は税率の引き上げ幅が2% と前回よりも小さいことに加え、食料(酒 類と外食を除く)及び新聞に軽減税率が 導入されたこと、幼児教育無償化が実施さ れたことから、これらを合わせた消費者物 価上昇率の押し上げ幅は0.4%ポイント 程度にとどまる。このため、物価上昇によ る実質所得低下の影響は前回の消費増税 時を大きく下回る。

ただし、消費を取り巻く環境は徐々に厳 しさを増している。失業率は2%台前半の 低水準で推移しているが、有効求人倍率は 2019年4月の1.63倍をピークに10月に は1.57倍まで低下し、新規求人数は前年 比でマイナスに転じている。生産活動の低 迷を受けて製造業の減少幅が特に大きく なっている。

賃金については、労働需給の引き締まり が反映されやすいパートタイム労働者の 時給は大きく上昇しているが、一般労働者 (正社員)の所定内給与は伸び悩みが続い ている。

2019年の春闘賃上げ率は2.18%とな り2018年の2.26%を▲0.08%ポイント 下回った (厚生労働省調査)。企業の人手 不足感は引き続き高いが、2020年の賃金 交渉は消費増税後の景気悪化が判明する 時期に行われる可能性が高いため、春闘 賃上げ率は2.14%と2年連続で伸び率が 低下すると予想する。7年連続のベースアッ プは実現するものの、消費者物価上昇率 で割り引いた実質の伸びはほぼゼロ%に とどまるだろう。

業績との連動性が高いボーナス(賞与)は基本給以上に厳しいものとなっている。厚生労働省が公表した2019年の夏季賞与は、前年比▲1.4%(事業所規模5人以上)と4年ぶりの減少となった。足もとの企業収益は製造業の悪化が目立っているが、消費税率引き上げ後は国内需要の低迷によって非製造業の収益も下押しされるだろう。法人企業統計の経常利益は2012年度から2018年度まで7年連続で増益となっていたが、2019年度は減益に転じる可能性が高く、2019年の年末賞与に続き、2020年の賞与も減少する可能性が高い。

1人当たり賃金の伸び悩み、雇用者数の増加ペース鈍化から実質雇用者報酬の伸びは2018年度の前年比2.4%から2019年度が同1.1%、2020年度が同0.5%、2021年度が同0.6%へと低下するだろう。また、利子所得の低迷、年金給付額の抑制などによって、家計の可処分所得の伸びは雇用者報酬の伸びよりも低くなる。消費税率引き上げの影響は限定的だが、実質可処分所得の伸び悩みを主因として消費は低迷が続くことが予想される。

3 ―― 経済対策の押し上げ効果は 限定的

政府は、事業規模26.0兆円、財政支出13.2兆円の「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」を閣議決定した。財政支出の内訳は、①災害からの復旧・復興と安全・安心の確保に5.8兆円、②経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援に3.1兆円、③未来への投資と東京オリン

ピック・パラリンピック後も見据えた経済 活力の維持・向上に4.3兆円となっている。

政府は今回の経済対策による実質GDP の押し上げ効果を1.4%程度としている が、この試算はやや過大と考えられる。政 府の試算は経済対策とそれに伴う補正予 算がなかった場合をベースとしているが、 実際には毎年のように経済対策を目的と した補正予算が編成されているため、実質 的な上乗せ幅は見かけほど大きくない。た とえば、2018年度には経済対策は実施 されなかったものの、国土強靭化を目的 とした公共事業関係費の大幅な積み増し が行われるなど補正予算で3.6兆円の支 出が追加(予算補正追加額が4.9兆円、予 算補正修正減少額が1.3兆円)された。今 回の経済対策に盛り込まれた一般会計の 2019年度の補正予算は4.3兆円で前年 度とあまり変わらない。

また、補正予算が成立しても消化しきれないという問題もある。日本の予算は単年度主義となっており、予算によって認められた国費の歳出期限が及ぶのは原則として当年度限りである。年度内に使用し終わらない金額は、一定の条件を満たせば翌年度に繰り越すことができるが、そうでなければ国庫に返納することになっている。最近は補正額を上回る未使用額(翌年度繰越額+不用額)が毎年発生しており、特に公共事業関係費は人手不足の影響もあって予算の繰越率(翌年度繰越額/歳出予算現額)が大きく上昇しており、2018年度は31.3%となった[図表3]。2019年度

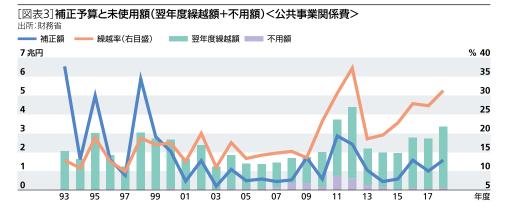
補正予算は規模が大きいことに加え、成立 が年度末近くになることが見込まれるた め、予算の使い残しが膨らむ可能性がある。 経済対策による景気の押し上げ効果は見 かけほど大きくならないだろう。

4 ---- 実質GDP成長率の見通し

2019年10-12月期は前回の消費増税 後に比べれば規模は小さいものの、駆け 込み需要の反動減が発生すること、消費 の基調が弱い中で税率引き上げに伴う物 価上昇によって実質所得が低下することか ら、民間消費が大幅に減少し、マイナス成 長となることは避けられないだろう。ただ し、反動減が小さいこと、ポイント還元制 度などの消費増税対策による押し上げ効 果が一定程度見込まれることから、成長 率のマイナス幅は前回増税後を下回る公 算が大きい。

実質GDPは反動減の影響が和らぐ2020年1-3月期に小幅なプラスに転じた後、東京オリンピック・パラリンピックが開催される7-9月期にかけて伸びを高めるが、オリンピック終了後の2020年度後半から2021年度前半にかけては、押し上げ効果の剥落から景気の停滞色が強まることは避けられない。実質GDPが潜在成長率とされる1%を上回る伸びとなるのは2021年度後半となるだろう。

実質GDP成長率は2019年度が0.8%、2020年度が0.6%、2021年度が0.8%と予想する。



インボイス方式導入による益税の抑制

免税事業者への影響と今後の消費税の公平性確保に向けて



総合政策研究部 研究員 清水 仁志 h-shimizu@nli-research.co.jp



16年日本生命保険相互会社入社。 17年ニッセイ基礎研究所(現職)。

1----- はじめに

益税とは、消費者が事業者に支払った 消費税の一部が、納税されずに事業者の 利益となってしまうことを指す。消費者が 負担する税が行政に納められず、特定の企 業(あるいは個人)の利益となってしまう ことから、税の公平性という原則に照らし 合わせ適切ではない。過去の研究では、益 税額は約5,000億円(2005年、消費税率 5%時点)とする推計もあり、消費税収の 5%にも及ぶ*1。

過去、政府は、原因となる制度の適用要 件を厳格化することで、益税を大きく減少 させてきた。今回の消費税率10%への引 き上げでは、軽減税率導入に伴い、2023 年10月から適格請求書等保存方式(以 下、インボイス方式)が義務化されること になっており、益税解消に向けた動きが一 層加速する。

一方、既に導入されている制度の急激な 転換は、事業者に大きな影響を与えるた め、段階的な対応が必要である。

2 ―― 益税への指摘

1 消費税納付と仕入税額控除

消費税は納税者と税負担者が異なる間 接税であり、消費者の支払う税金は事業 者によって間接的に納付される。事業者は 什入の際に自らも支払った税があるため、 その分の消費税額は納税の際にマイナス される(消費税納付税額=売上高×適用 税率-仕入高×適用税率)。この差し引か れる税額を仕入税額控除と呼ぶ。このよう な仕組みにすることで、最終消費者が負担

する消費税分を、各事業者で分散し納税す ることができる[図表1-A]。

仕入税額控除を受けるためには、帳簿お よび請求書等の保存が必要である。消費税 は消費者が負担する税であるが、間接税で あるという特性上、企業の協力なしでは成 り立たない。そのため、相対的に事務負担 が重い小規模事業者への配慮から、一定規 模以下の事業者に対しては、免税点制度な らびに、簡易課税制度などの事務負担を軽 減する特例措置が存在する。これら2つの 制度が益税を生む主な原因となっている。

2 免税点制度による益税

免税点制度とは、前々年**又は前々事業 年度**の課税売上高が1,000万円以下の 事業者については、その課税期間について、 消費税を納める義務が免除される制度で ある。免税事業者は、消費税分を上乗せして 販売したとしても、その分の消費税は納税 しなくてもよい。その結果、消費者が負担し た消費税分よりも事業者が納める消費税 額が小さくなる益税が発生する[図表1-B]。

[*a]事業主が個人の場合 [*b]事業主が法人の場合

3 簡易課税制度による益税

簡易課税制度とは、前々年**又は前々事 業年度**の課税売上高が5,000万円以下 であり、かつ、「簡易課税制度選択届出書」 を事前に提出していることで適用され、売 上高から簡易的に納付税額を計算するこ とができる。本来、納付税額は、受け取った 消費税額から仕入れで払った消費税額を 控除して計算されるが、簡易課税制度では、 消費税納付税額を売上高とみなし仕入率 (業種ごとに決められた什入率)から計算

する(消費税納付税額=売上高×適用税 率-売上高×みなし仕入率×適用税率)。 簡易課税制度で使用されるみなし仕入率 が、実際の仕入率よりも大きい場合、本来 の仕入税額控除より大きい金額が控除さ れ、益税が発生する「図表1-C]。

簡易課税制度の選択は任意であるため、 各事業者は自分に有利な制度を選択する ことが考えられる*2。具体的には、実際の 仕入率がみなし仕入率よりも小さい場合 には簡易課税制度を選択し、大きい場合は 本則課税を選択し納税する。事業関係者及 び消費者に対してアンケート調査を実施し ている藤巻(2018)によると、簡易課税制 度を選択している理由として一番多かった のは「本則課税を選択するよりも、簡易課 税制度を選択した方が納税額が少なくな ると見込まれたため の54.7%であり、制 度本来の趣旨である「事務負担が軽減する ため」の42.0%を超えている*3。また、本 則課税を適用している理由の回答につい ては、94.2%が「基準期間(前々事業年度) の課税売上高が5千万円超であり,簡易 課税制度が適用されないため (簡易課税 制度対象外だから)と回答しているが、「基 準期間(前々事業年度)の課税売上高が5 千万円以下であるが、簡易課税制度を選択 するよりも、本則課税を選択した方が納税 額が少なくなると見込まれたため」との回 答も5.3%あった。簡易課税制度適用要件 を満たしている事業者は、納税額がより少 なく済む制度を選択しているのである*4。

冒頭で述べた益税額約5.000億円のう ち、大半の約4,000億円が免税点制度、約 1.000億円が簡易課税制度によるものと 推計されている*1。

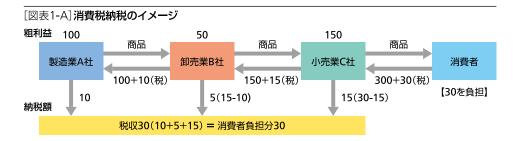
3 一一インボイス方式導入により、免税事業者からの仕入税額控除を制限

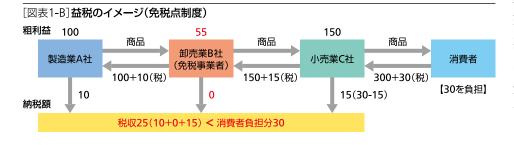
仕入税額控除を受けるためには、帳簿お よび請求書等の保存が必要である。この 点は、軽減税率の導入後も変わらない。しかし、軽減税率の導入後には、一定の要件を揃えたインボイスがなければ仕入税額 控除を受けることができなくなる。インボイス方式では、軽減税率の対象品目であ る旨の記載は義務となり、事業者登録番号、税率ごとの消費税額等の記載も必要とされる[図表2]。しかし、免税事業者は、事業者登録番号がないため、インボイスを発行することができない。そのため、免税点制度の適用をうける免税事業者から仕入れを行った事業者は仕入税額控除をすることができなくなり、税負担が増加する[図表1-D] *5。

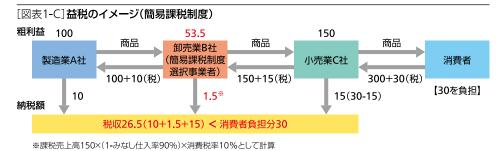
その結果、事業者間取引において、免税事業者は取引相手から敬遠されることになる。免税事業者は課税売上高が1,000万円未満と小規模なため、価格交渉力が弱い。仕入業者の負担が増加する場合は、契約の打ち切りや何らかの対応を迫られる可能性が高い。日本商工会議所「中小企業における消費税の価格転嫁等に関する実態調査(2019年8月5日)」によると、インボイス方式導入後の課税事業者における免税事業者からの仕入への対応は、63.6%が「まだわからない」とするも、17.6%の企業が、既に免税事業者との取引を行わないと決めている「図表31*6。

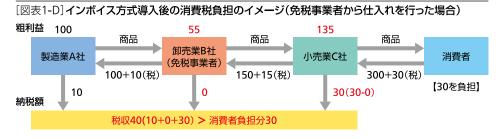
財務省の推計によれば、消費税の免税 事業者は488万者と課税事業者317万者 を上回る。この488万者のうち、B2B事業 者(非課税売上が主な事業者などを除く) 161万者の全てが課税事業者に転換する と想定している。その結果、1事業者当たり、 平均で約15万4千円程度、全体で約2,480 億円の消費税収増加を見込む*7。

しかし、課税売上高1,000万円未満と小規模な事業者にとっては、約15万円の負担増加は重く、簡単に課税事業者への転換を決めることはできない。日本商工会議所の上記調査では、事業者間取引をする免税事業者におけるインボイス方式導入への対応として、54.9%が「わからない」とするも、課税事業者への転換を検討している事業者は18.1%**で、12.0%は「課税事業者へなるつもりはない」、7.5%は「廃業を検討する」と回答している「図表4」。









[図表2]インボイス方式導入前後の請求書への記載内容

注:ただし区分記載請求書等保存方式では、「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がない場合、請求書受領者が追記することができる 資料:国税庁「よくわかる軽減税率制度」

請求書方式	区分記載請求書等保存方式	適格請求書等保存方式(インボイス方式)
期間	2019年10月1日~2023年9月30日	2023年10月1日~
記載事項	① 請求書発行者の氏名又は名称	① 請求書発行者の氏名又は名称及び登録番号
	② 取引年月日	② 取引年月日
	③ 取引の内容(軽減税率の対象品目である旨)	③ 取引の内容(軽減税率の対象品目である旨)
	④ 対価の額	④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
	(税率ごとに区分して合計した税込対価の額)	(税抜き又は税込み)及び適用税率
	⑤ 請求書受領者の氏名又は名称	⑤ 請求書受領者の氏名又は名称
		② 野本でしの沙井野姫

[図表3] 課税事業者における免税事業者からの仕入 資料:日本商工会議所「中小企業における消費税の

価格転嫁等に関する実態調査 |

免税事業者との取引は 部を除いて 一切行わない **7.2**% 取引は行わない その他 4.0% 経過措置の間は、 取引を行う予定 7.3% 取引を行うか否かの 判断はしない 14 8% 一分からない 63.6%

― インボイス方式導入の是非

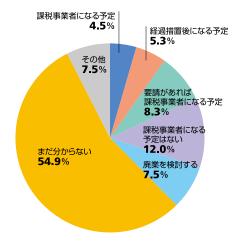
インボイス方式導入により、B2B免税事 業者のビジネス環境の悪化は避けられな い*9。しかし、消費税は、消費者が負担する 税であり、今まで益税として事業者の懐に 入っていたものが、適切に納税されるとい う意味において、インボイス方式の導入は 重要な役割を果たす。

また、免税点制度は、特に事務負担や執 行コストが重い小規模事業者への配慮か らできた特例措置である。今日においては、 クラウド会計ソフトによる売上の自動仕 分けなど、消費税導入時と比べて大幅に 事務負担を軽減できる環境が整っている ことを考えれば、特例措置の厳格化は、制 度の趣旨から考えても正当化される。

一方で課題も残る。免税事業者が課税 事業者になることで、従来、益税を原資 に行ってきた割引を今後は自らの費用で 負担しなければならなくなることである。 免税点制度による益税のイメージ図[図 表1-B] では、特例措置がない場合[図表 1-A]と比べ、免税点制度による益税は全 て免税事業者の利益に直結する図を示し た。しかし、実際には、一部の免税事業者 は益税による利益も考慮して(益税を原 資に)、販売価格を割り引いていると思わ れる。政府は、10月の消費税率引き上げに 際して「消費税率の引上げに伴う価格設定

[図表4] 免税事業者(BtoB事業者)の対応

資料:日本商工会議所「中小企業における消費税の 価格転嫁等に関する実態調査 |



について (ガイドライン)」を発表し、下請 事業者等が適正な価格転嫁ができず、増 税分を負担させられるような事態がない ように呼びかけている。しかし、今まで免 税であったからこそ割り引いていた分を小 規模事業者が再交渉することは至難であ り、既得権益化していた免税点制度が一 気に無くなれば、その影響は計り知れない。

幸いインボイス方式は2023年10月か ら始まる。その後も6年間の経過措置が あり、影響を時間的に分散する配慮が一定 なされている。インボイス方式は本体価格 と消費税額を分離して表示するため、一度、 適正価格を設定できれば、その後は本体 価格での交渉を通じて、消費税額を転嫁 しやすいという利点がある。また、免税事 業者が課税事業者に転換したとしても、簡 易課税制度を選択し引き続き特例制度の メリットを享受することができる。簡易課 税制度は、免税点制度ほどの益税はない が、本則課税適用事業者と比べ、事務負担 の軽減に加え、納税額も少なくなる。

インボイス方式を導入せずに消費税率 引き上げを行えば、益税を増加させてしま う。当事者への影響に配慮しつつも、今回 の10月からの消費増税、今後の更なる引 き上げに向けて、インボイス方式の導入に よる税の公平性の確保は避けて通れない 道であったといえるだろう。

終わりに

インボイス方式導入により、(益税の余 地が減る分)消費税の公平性に向けた取 組みは前進する。今回一番影響を受ける B2B免税事業者にとっては、ビジネス環境 の悪化は避けられないものの、経過措置、 簡易課税制度の特例措置により一定の配 慮はなされている。

今後は、今回のインボイス方式導入による 影響を見極めつつ、引き続き免税点制度を 利用するであろうB2C免税事業者、全事業者 の39%が利用する簡易課税制度による益 税問題への対応についても段階的に議論し ていく必要があるだろう。

[*1]鈴木善充「消費税における益税の推計」会計検査 研究(43), 45-56, 2011-03

[*2]ただし、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提 出した事業者は、原則として、2年間は実額計算による 仕入税額の控除に変更することは出来ない。

[*3] 藤巻一男「消費税率の引き上げが事業者及び消 費者に与える影響一インターネット調査(2018年11 月・12月実施)の結果一」新潟大学、経済論集第106 号 2018-IL、pp.93-128

[*4]会計検査院「会計検査院法第30条の2の規定に基 づく報告書一消費税の簡易課税制度について(平成24 年10月)」では、みなし仕入率が全ての事業区分において 課税仕入率の平均を上回っていることを示している。

[*5] ただし2023年10月から3年間は税額控除 80%、2026年10月から3年間は税額控除50%の経 過措置がある。

「*67「免税事業者との取引は一切行わない」、「一部を 除いて取引は行わない」、「経過措置の間は、取引を行 う予定 |の合計

[*7]第198回国会 財務金融委員会 第3号(平成31 年2月26日)答弁より

[*8]「課税事業者になる予定」、「経過措置後になる予 定」、「要請があれば課税事業者になる予定」の合計 [*9]ただし、B2C事業者においても、一部B2B取引を している可能性があるため、売上減少などの影響がで ることが懸念される。

マーケット・カルテ1月号[執筆時点:2019/12/18]

米中部分合意を受けた 為替相場の行方は?

12 月に入り、ドル円は米経済指標の悪化や 米中協議の長期化懸念から一旦やや円 高に振れたが、米中協議が「第1段階の合 意」に至ったことや、英総選挙での保守党勝利によっ て合意なき離脱リスクが低下したことを受けてリス クオンの円売りが優勢となり、足元では109円台前 半で推移している。

米中が部分合意に至ったことは世界経済にとってポジティブであるが、今のところドル円の反応は鈍い。理由としては、①合意に伴う米国側による既存の関税引き下げが小規模に留まったこと、②合意内容を巡る両国の説明に不一致があること、③米国が「第2段階の交渉」の早期開始を主張し、摩擦再燃が警戒されたことがリスクオンの円売りを抑制したと考えられる。また、合意直前に行われたFOMCで、来年にかけて政策金利が据え置かれる可能性が示唆されていたため、米利上げ観測が盛り上がらなかったという事情もある。

今後3ヵ月を見通すと、米中摩擦緩和に伴って世界経済の底入れ、米経済指標の改善が期待されるため、ドル円は上値を試すと見込まれる。ただし、米中協議は今後も一筋縄には行かず、FRBの利上げも当面全く視野に入って来そうに無い。従って、ドルの上値は重く、3ヵ月後の水準は現状比でややドル高程度に留まるとみている。

ユーロ円は12月に入ってしばらく120円台での 横ばいが続いていたが、英総選挙を経て合意なき 離脱リスクが低下したことを受けてユーロが買われ、 足元は121円台後半に上昇している。ただし、今後 は英国とEUとの間のFTA交渉が難航しそうなこと、 ユーロ圏の景気は低迷が続くと見込まれることから、 ユーロ買いの持続性は乏しいだろう。3カ月後の水 準は現状程度に留まると見ている。

今月の長期金利はリスクオンに伴う米金利上昇と日銀による追加緩和観測の後退を受けて上昇し、足元は▲0.01%台で推移している。今後も世界経済の底入れ感による上昇圧力が予想されるものの、米利上げが見通せない以上、米金利の上昇余地は乏しい。また、プラス圏では本邦投資家による強い需要が見込まれることも、金利上昇を抑制する。3カ月後の金利水準は現状並みに留まると見ている。



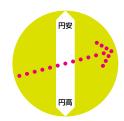
シニアエコノミスト **上野 剛志** うえの・つよし | tueno@nli-research.co.jp

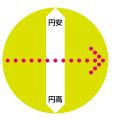
1998年日本生命保険相互会社入社、 2001年同財務審査部配属、 2007年日本経済研究センターへ派遣、 2008年米シンクタンク The Conference Boardへ派遣 2009年ニッセイ基礎研究所(現職)。

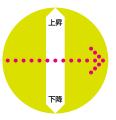


Market Karte

January 2020







ドル円・3ヵ月後の見通し

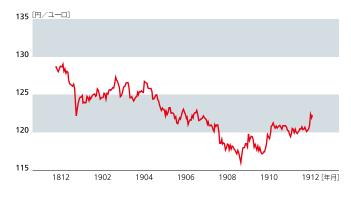
ユーロ円・3ヵ月後の見通し

長期金利・3ヵ月後の見通し

ドル円為替レートの推移[直近1年] 資料:日本銀行



ユーロ円為替レートの推移[直近1年] 資料:ECB



長期金利(10年国債利回り)の推移[直近1年] 資料:日本証券業協会





レポートアクセスランキング

- 1 人口減少社会データ解説「なぜ東京都の子ども人口だけが増加するのか」(下) 一女性人口を東京へ一体なにが引き寄せるのか 天野 馨南子[基礎研レポート | 2019/11/11号]
- オフィスは需給逼迫が継続。REIT指数は上昇基調を強める。一不動産クォータリー・レビュー2019年第3四半期吉田 資[不動産投資レポート | 2019/11/8号]
- 3 インボイス方式導入による益税の抑制 一免税事業者への影響と今後の消費税の公平性確保に向けて 清水 仁志 [基礎研レター | 2019/11/7号]
- 4 日本における外国人労働者受け入れの 現状と今後の課題 金 明中[基礎研レター | 2019/11/22号]
- 5 ユーロ圏の長期停滞リスクと財政政策 伊藤 さゆり[エコノミストレター | 2019/11/19号]

コラムアクセスランキング

- 1 2017年婚姻届における 初婚男女の年齢組み合わせランキング(1) --- なぜ結婚希望が叶わないのか---令和時代の男女年齢ゾーン別組み合わせ発生状況 天野 馨南子[研究員の眼 | 2019/12/2号]
- 2 アベノミクスは積極財政か? 斎藤 太郎[研究員の眼 | 2019/11/22号]
- 3 ハイテク都市深圳で考えたこと 一現地で感じた我が国への示唆・参考のポイント― 平賀 富一[研究員の眼 | 2019/11/20号]
- 4 どの国よりも健康でありたい日本 ~引退年齢と健康寿命の国際比較~ 清水 勘[研究員の眼 | 2019/11/22号]
- 5 ケアマネジャーは何を担う職種なのか 一ケアマネジメント有料化と地域共生社会をリンクさせて再考する 三原 岳[研究員の眼 | 2019/11/25号]

ニッセイ基礎研究所のホームページで検索されたレポートの件数に 基づくランキングです。《アクセス集計期間19/11/18-19/12/15》

www.nli-research.co.jp



変わる時代の確かな視点



表紙の眼

•
初春
竹久夢二
制作年:1926年
From Wikimedia Commons

*info***calendar**January, 2020

箱根駅伝総合順位ベスト3 [2010-2019]

Source: 関東学生陸上競技連盟 | Design:infogram@

